

スポーツ基本法立法と スポーツ権の確立に向けて

境田正樹 スポーツ法政策研究会、東京フィールド法律事務所、弁護士

1. スポーツ基本法の立法動向

少し前までは、スポーツというものが本来的に個人の自由な活動であることを前提として、法はスポーツに干渉しない、ということが常識であると理解されてきました。

しかしながら、近年に至って、オリンピックにおけるアマチュアリズム規定が撤廃され、スポーツの商業化や国際化、グローバル化が急速に進み、その結果として、スポーツの世界でも古典的な市民法理では解決が難しい諸問題、たとえば、①スポーツ団体内部における運営方法を巡る問題・内部規則にかかる問題、②スポーツ団体と所属選手との資格問題・契約問題・不利益処分起因する問題、③競技スポーツにおけるドーピング問題、④スポーツ紛争を巡る国家間紛争、などの難題が次々に明るみに出てきました。

また、スポーツは、従来は（とくに日本では）、教育活動の一環として位置づけられてきましたが、現代社会においては、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであることが自覚されるようになるとともに、スポーツには、地域の振興や国際親善、コミュニケーション能力育成など、社会的に多種多様な意義を有することも理解されるようになってきました。

このような歴史的経緯やスポーツの有するさまざまな意義を背景として、次第に、国家がスポーツ法を整備すべしとする要請

が高まり、諸外国においても、スポーツに関する特別な法律が次々に制定されるとともに、日本においても1961年にスポーツ振興法が制定されましたが、日本のスポーツ振興法は、1964年の東京オリンピック招致を前提に、行政が奨励するスポーツの振興策を定めるという性質のものであったため、先に述べた今日的なスポーツ界のニーズに十分対応できるものではありませんでした。

その後、数年前に始まった2016年東京オリンピック誘致活動がきっかけとなり、平成19年末には超党派議員連盟による「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」が結成され、また、平成21年7月には、自民党および公明党所属議員により、「スポーツ基本法」が議員立法として提出されるなど（結局、国会解散により同法案は廃案になりました）、今日に至るまで、新法成立に向けた新しい動きが出てきています。

2. スポーツ権の確立に向けて

このように、近時、スポーツ基本法制定に向けた機運が高まっていることは、スポーツの普及・育成・強化の観点から望ましいことです。ただ、残念なことに、これまでの超党派議員による法案の立案過程においては、「スポーツ権」というものについての議論はほとんどされてきませんでした（昨年夏に廃案となった「スポーツ基本法案」にも「スポーツ権」は明記されていま

せん）。

私は、以下に述べる理由により、「スポーツ権」の保障なくして、スポーツの真の普及・育成・強化は難しいと考えています。

まず、スポーツには、青少年の自己責任・克己心やフェアプレイの精神を培い、また、仲間や指導者との交流を通じてコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育むという意義、スポーツを通じて住民が交流を深めることにより地域住民間の連帯感が醸成されるという意義、言語や生活習慣の違いを超越、世界の人々との相互理解や国際親善に資するという意義などが認められています。このような多種多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会に生きるすべての人々にとって欠くことのできないものであり、かかる意義を有するスポーツに関する権利は、憲法上明記はされていませんが、憲法13条、25条、26条などから、自由権の性格・人格権の性格・社会的性格などを有する基本的人権として保障されていると解されています。

国際的にも「スポーツ権」に関しては、たとえば、ヨーロッパ「みんなのためのスポーツ憲章」（1975年3月20日、21日）第1条において、「すべての個人は、スポーツを行う権利をもつ」と規定され、また、「体育およびスポーツに関する国際憲章」（1978年11月21日ユネスコ総会採択）第1条において「体育・スポーツの実践はす

べての人にとって基本的権利である。」と規定され、さらに、「オリンピック憲章」「オリンピズムの根本原則」4項において「スポーツを行うことは人権の一つである。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない」と規定されているように、今日では、「スポーツ権」は、「人権」として認知されています。

このように、「スポーツ権」が基本的人権であるとしても、なぜ新しく制定される「スポーツ基本法」という法律のなかで「スポーツ権」を保障することが必要なのでしょうか。

残念ながら、日本のスポーツ界では、監督・コーチ・協会と選手・部員が先輩と後輩という暗黙のルールで身分の上下を規律し、上の決定には下は無言を言わずに服従すべしという非近代的な封建的体質が、今なお色濃く残っているため、選手等に対する不当・不合理な扱いや、人権侵害があっても、権利の救済が図られないまま泣き寝入りを強いられるケースが後を絶たず、また、スポーツ団体の多くが、一般的にガバナンスが十分に機能していないとされる社団法人や財団法人であるため、団体内で不祥事や違法行為、不当な運営が行われても、それに対する是正措置が発動せず、また、責任者に対する責任追及もできないという不正義な状態が今日もなお続いているのです。

このようなときに真っ先に思い浮かぶのは裁判所による権利救済です。しかしながら、実は、裁判所においては、実定法上の権利がないものについては、たとえ権利侵害があったとしても一般的に権利救済の対象とはならないのです。

つまり、現在では、未だ「スポーツ権」という実定法上の権利が確立していないために、仮にスポーツ権に関する権利侵害が行われ、スポーツ団体内の不祥事等が起きたとしても、裁判所で権利救済を図ることは事実上難しい状況にあるのです。

ところで、スポーツにおける本質的価値の一つがフェアネス（公平・公正）とジャ

スティス（正義）であることは異論のないところでしょう。

不当な人権侵害が放置されないこと、そしてスポーツ団体が公明正大かつ健全に運営されることにより、はじめてスポーツにおけるフェアネス・ジャスティスが実現され、真の意味でスポーツが普及・育成・強化するための確固たる土台ができあがるのです。

そのために、新たに制定されるスポーツ基本法には「スポーツ権」が人権として保障されることが何より必要となるのです。

3. フェアネス・ジャスティスの実現に向けたその他の検討課題

スポーツにおけるフェアネス・ジャスティスの実現のため、スポーツ権の保障の他、以下の点も検討課題とすべきです。

まずは、スポーツ団体のガバナンス問題です。2008年の公益法人改革により、今後、多くのスポーツ団体が主務官庁の監督を受けない一般社団法人・一般財団法人に移行することが予想されます。現在のよう主務官庁の監督を受けている場合でさえ、上述のとおり、団体のガバナンスに起因する問題が数多く生じていることに照らせば、今後は、とくに国内の競技連盟(NF)については、ガバナンス構築に向けた手立てを講ずることも検討課題とすべきです。

また、現在、スポーツに関する紛争を迅速に解決するためのADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）として日本スポーツ仲裁機構が設立されていますが、スポーツ団体のうち自動受諾条項を採択している団体が約40%に過ぎないため、アスリートからの申し立てに応じられないケースが多く、また、財政基盤が貧弱であるため、仮に申し立て件数が増えてしまうと財政負担に耐えきれずに経営破綻するおそれがあるなどの問題点が指摘されています。スポーツ基本法では、スポーツの健全な発展を支えるインフラストラクチャーの一つとしてスポーツ仲裁制度

を法令上明確にすることや、この機能を司る団体に必要な財政措置を講じることも検討課題とすべきです。

なお、2009年12月19日の日本スポーツ法学会主催のシンポジウム「日本のスポーツを強くするシンポジウム——スポーツ基本法立法を求め、スポーツ権の確立をめざして」にシンポジストとして参加した鈴木寛文部科学副大臣は以下のように発言しました。

「今後、日本のスポーツを普及・育成・強化していくためには、スポーツの裾野の拡大と若者たちが、将来、安心して、スポーツの世界で身を立てて行こうと思えるようなスポーツ・キャリアにしていくこと、具体的には、スポーツ界をフェアネス・ジャスティスがきちんと通用する環境に変えていくことが必要となります。このような趣旨から、今後、スポーツ基本法の立案過程において、スポーツ権の保障の問題や団体ガバナンスのあり方についてもきちんと議論をしていきたいと考えています」

是非、当該方針に則った政策立案を実践していただくことを希望します。

スポーツ法政策研究会

代表幹事／菅原哲朗・キーストーン法律事務所
幹事／竹之下義弘・東京六本木法律特許事務所、
白井久明・京橋法律事務所、伊東 卓・新四谷法律事務所
会計／高木宏行・横松・高木総合法律事務所

●入会方法

参加資格／幹事の承認を得たうえで参加していただけます。

年会費／5,000円

入会申し込み／入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒104-0031
東京都中央区京橋1-3-3 柏原ビル2階
京橋法律事務所内「スポーツ法政策研究会」

事務局長／片岡理恵子

TEL：03-3548-2073

FAX：03-3548-2071

E-mail：kataokarie@aol.com

http://www.keystone-law.jp/sports/sports-index.htm